

神戸市告示第 222 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 28 年 7 月 20 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
中央区東川崎町 2 丁目 14 番 1 の一部  
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物  
砒素及びその化合物

別 図

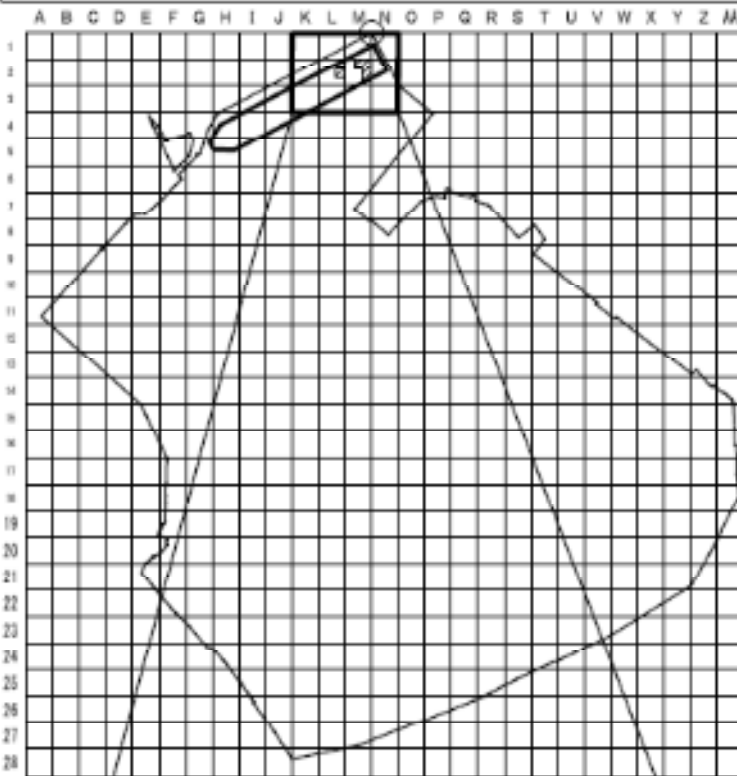
〈起点〉

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端(No. 3126)地点とする。

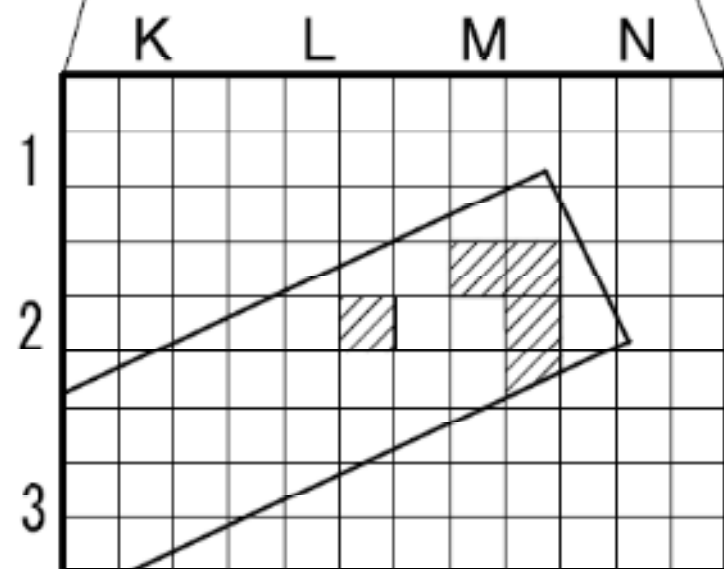
〈格子の回転角度〉

$24^{\circ}12'28''$

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計周りに回転させた角度を示す。



30m格子図



10m格子図



〈凡例〉

- 起点
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

